

事 務 連 絡
平成 17 年 12 月 19 日

各 都道府県介護保険担当部（局）担当者 様

厚生労働省老健局総務課

「介護保険制度下での指定介護老人福祉施設の施設サービス及び居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて」の一部改正について

介護保険制度下での指定介護老人福祉施設の施設サービス及び居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについては、その基本的考え方に変更ありませんが、今回の改正に伴い、領収証の様式等の変更が必要となるため「介護保険制度下での指定介護老人福祉施設の施設サービス及び居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて」（平成 12 年 6 月 12 日付事務連絡）に基づく取扱いについて平成 17 年 10 月 1 日サービス分より別添のとおりといたします。

つきましては内容を御了知の上、貴都道府県内（区）市町村（政令市、中核市も含む）、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾なきよう、よろしくお願いいたします。

なお、「居住、滞在及び食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成 17 年 9 月 7 日付厚生労働省告示第 419 号）」に基づいて「特別な居室等又は特別な食事に係る利用料」と居住、滞在及び食事の提供に係る利用料の取扱いが事業所等で適正に実施されるよう、指導監督を徹底していただくようお願いいたします。

また、平成 17 年 10 月分に限って従来の領収証による発行を認めることとします。

別添

介護保険制度下での指定介護老人福祉施設の施設サービス等の対価に係る医療費控除の取扱いについては下記のとおりとする

1 対象者

要介護度 1 ～ 5 の要介護認定を受け指定介護老人福祉施設に入所する者。

2 対象費用の額

介護費（法第 48 条第 2 項に規定する「厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額」をいう。）に係る自己負担額、食費に係る自己負担額（「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 39 号）第 9 条第 3 項第 1 号及び同令第 41 条第 3 項第 1 号に規定する「食事の提供に要する費用」をいう。）及び居住費に係る自己負担額（「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 39 号）第 9 条第 3 項第 2 号及び同令第 41 条第 3 項第 2 号に規定する「居住に要する費用」をいう。）として支払った額の 2 分の 1 に相当する金額。

3 領収証

法第 48 条第 7 項及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 82 条に規定する領収証に、2 の対象費用の額を記載する。（別紙様式参照）